

先端研究基盤共用促進事業（コアファシリティ構築支援プログラム）

中間評価について

1. 事業趣旨

研究設備・機器はあらゆる科学技術イノベーション活動の原動力となる重要なインフラであり、多数の研究者に活用されてこそ価値が高まるものであることから共用を進めること重要である。研究開発基盤の持続的な維持・発展に貢献するため、大学等において研究設備・機器を戦略的に導入・更新・共用する仕組みの強化を目的とし、「コアファシリティ構築支援プログラム」を令和2年度より実施している。

※具体的な取組

- ・ 経営に関与する者をトップとし、財務・人事部局と連携した実態の伴った統括部局を設置
- ・ 学内の共用設備群をネットワーク化し、統一的な共用ルール・システムを整備
- ・ 統括部局において、外部機関からの共用機器の利用等の窓口機能を設置
- ・ 維持・強化すべき研究基盤を特定し、全学的な研究設備・機器の整備運営方針を策定
- ・ 整備運営方針を踏まえて、多様な財源により、共用研究設備・機器を戦略的に更新運営
- ・ 技術職員やマネジメント人材のキャリア形成、スキルアップに係る取組を実施（学内に分散された技術職員の集約及び組織化、分野や組織を越えた交流機会の提供等）

2. 中間評価の目的

本事業の開始から3年目を目途に、2年間の各実施機関の進捗状況や成果・課題等を確認し、適切な助言を通じて当初の計画の十分な達成を期するための改善を図ること、評価結果に基づく委託費の適切な配分に資することを目的とする。また、事業全体として、今後に向けての取組方針について検討を行うことを目的とする。

3. 評価事項

機関ごとに、以下の事項についての評価を行う。

- ① 実施計画に対しての進捗状況
- ② 経営戦略
- ③ 実施体制・仕組み
- ④ 人材育成
- ⑤ 資金計画

⑥ その他の政策との連携

⑦ 外部連携、国際化

※1：コアファシリティ化したことによって得られた成果を評価

※2：これまでの成果・課題を踏まえ、残りの期間でどのように計画を達成するか

4. 評価の実施方法

- (1) 研究開発基盤部会の委員により実施する。
- (2) 各実施機関からのヒアリングに基づき評価する。
- (3) 評価結果及び討議を踏まえて、事務局にて各機関の中間評価結果（案）（別紙1）を作成する。
- (4) 中間評価結果（案）を研究開発基盤部会にて審議する。

5. ヒアリングの進め方

5.1 ヒアリングの流れ

- ① 各実施機関から事業内容及び状況などを説明し、質疑応答を実施する。
- ② ヒアリングを踏まえて、各委員が実施機関ごとに評価票（別紙2）に評価結果を記載する。
- ③ 全実施機関からのヒアリング終了後に、本事業全体に関する討議を実施する。

5.2 評点

以下の5段階で実施機関の総合評価及び評価事項ごとの個別評価を行う。また、評価に係るコメントも附すこととする。

<総合評価>

S：特筆すべき進捗にあり、構想を十分達成でき、今後も大いに発展することが期待できる。

A：順調に進んでおり、現行の取組を継続することによって構想を達成でき、今後も発展することが期待できる。

B：おおむね順調に進んでいるが、構想を達成するには、一部改善を図ることが必要である。

C：進捗が低調であり、構想を達成するには、大幅な改善を図ることが必要である。

D：現在までの進捗状況等を踏まえても、今後の構想達成の見込みがないと思われるため、本事業を中止することが必要である。

※ D評価の場合、次年度以降は事業実施を打ち切ることとする。

<個別評価>

- s：特筆すべき進捗にあり、今後も大いに発展することが期待できる。
- a：順調に進んでおり、今後も発展することが期待できる。
- b：おおむね順調に進んでいるが、一部改善を図ることが必要である。
- c：進捗が低調であり、大幅な改善を図ることが必要である。
- d：現在までの進捗状況等を踏まえても、改善の見込みがないと思われるため、本事業の中止を検討すべきである。

※ d 評価がある場合、次年度以降は事業の打ち切りを検討する。

5. 3 評価票

各委員が実施機関ごとに記入する評価票は、別紙2のとおりとする。

6. その他

6. 1 開示・公開等

委員会における評価結果の審議等に係る議事、議事録、資料は非公開とする。また、ヒアリングに係る議事、議事録は非公開、ヒアリング資料は公開とする。

6. 2 利害関係者の範囲

評価を実施するにあたっては、評価指針にのっとり、公正で透明な評価を行う観点から、利害関係者による評価を行わないものとし、以下のいずれかに該当する委員は、当該機関の評価に加わらないこととする。

- a) 被評価機関及びその実施機関、協力機関に所属している者
- b) 過去5年以内に被評価機関から寄附を受けている者
- c) 過去5年以内に被評価機関と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を受けている者
- d) 被評価機関との間に、過去5年以内に取引があり且つ被評価機関からその対価を受け取っている者
- e) 被評価機関の発行した株式または新株予約権を保有している者
- f) 被評価機関と直接的な競争関係にある者
- g) その他、被評価機関との間に深い利害関係があり、被評価機関の評価を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがあると、研究開発基盤部会及び文部科学省が判断した者

6. 3 秘密保持

委員は、評価の過程で知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

ただし、研究開発基盤部会後に公表した資料に記載の情報を除くこととする。